

2024年度 新島学園短期大学 ガバナンス・コード点検表

項目	評価	備考
第1章 特徴ある運営の尊重		
1-1 建学の精神	△	不明確
1-2 教育と研究の目的	△	3) による
1) 建学の精神に基づく教育目的等	○	
2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて	○	
3) 私立大学の社会的責任等	△	多様性への未対応
第2章 安定性・継続性（本法人の運営の基本）		
2-1 理事会	○	
1) 理事会の役割	○	
2-2 理事	○	
1) 理事の役割	○	
2) 学内理事の役割	○	
3) 外部理事の役割	○	
4) 理事への研修機会の提供と充実	○	
2-3 監事	○	
1) 監事の役割	○	
2-4 評議員会	○	
1) 評議員会の役割	○	
2-5 評議員	○	
1) 評議員の選任	○	
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）		
3-1 学長	○	
1) 学長の責務	○	
3-2 教授会	○	
1) 教授会は、原則として定期的に月1回開くものとします。	○	
2) 学長は、必要があると認めたときは、臨時に教授会を開くことができます。	○	
3) 教授会は、学長が学校教育法(昭和22年法律第26号)第93条第2項に定める事項について決定を行うに当たり、次の事項について審議し、学長に意見を述べます。	○	
4) 教授会は、上記に規定するもののほか、学校教育法第93条第3項の教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じて意見を述べることができます。	○	
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）		
4-1 学生に対して	△	2) による
1) 学生の学びの基礎単位である学科においては、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。	○	
2) 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取り組みます。	△	自己点検・評価は実施しているが、さらなる整備・充実に取り組めていない
3) ダイバーシティ&インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。	○	
4-2 教職員等に対して	○	
1) 実効性のある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCAサイクル）による、大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るために、適切な分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。	○	
4-3 社会に対して	△	1) による
1) 認証評価及び自己点検・評価	△	改善・改革計画の不備
2) 社会貢献・地域連携	○	

項目		評価	備考
4－4 危機管理及び法令遵守	1) 危機管理のための体制整備	△	2) による
	2) 法令遵守のための体制整備	○	
		△	規程改正の不備
第5章 透明性の確保（情報公開）			
5－1 情報公開の充実	1) 教育・研究に資する情報公表	○	
	2) 学校法人に関する情報公表	○	
	3) 自主的な情報公表	○	
	4) 情報公開の工夫	○	
		○	
第6章 本法人設置の新島学園中学校・高等学校の運営			
中高においても本ガバナンス・コードの理念を尊重するとともに、教育活動の規範とします。		×	中高と未共有